

愛知やきものセレクション・その後 ー2020 年代前半の県新規指定古陶磁ー

小川 裕紀
(愛知県陶磁美術館 主任学芸員)

[概要]

古代の猿投窯、中世の渥美窯、常滑窯（知多窯）、瀬戸窯で焼造された製品計 5 件について、愛知県は 2020 年代前半に愛知県指定有形文化財（美術工芸品、工芸品及び考古資料）に指定した。本稿ではそれらの概要と指定経緯等を概観し、文化財の保存と活用について考察を試みる。

1 はじめにー本稿の目的

2019 年、愛知県陶磁美術館は、愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室（当時）（註 1）と共同で、特別企画展「愛知やきものセレクションー県指定文化財の陶磁器ー」を開催した。本展は工芸、考古、有形民俗の各分野で県指定文化財に指定されている古陶磁、県指定史跡の古窯跡から出土した主要出土品、無形文化財に指定された陶芸技法の認定保持者が制作した陶芸作品を網羅的に一堂に集めて展示紹介し、陶磁を通じて県指定文化財の在り方について考える場としたものである（註 2）。

その後、2020 年から 2025 年にかけて、愛知県では古代、中世の古陶磁計 5 件について新規の県指定が行われている。また、現代陶磁については無形文化財 1 件を県登録文化財として登録した。そこで、本稿では前者の古陶磁 5 件について概観するとともに、今後の文化財の保存と活用の在り方について考察を試みるものである。

2 近年指定古陶磁の概要（註 3）

2-1 「猿投灰釉手付長頸瓶」／環耳付長頸瓶（図 1）

1 口、2021 年 8 月 6 日指定 工芸第 135 号
猿投窯 平安時代初期（8 世紀末）
伝 みよし市・黒笹 36 号窯跡出土
高さ 25.5cm 口径 9.6cm 胴径 18.5cm 底径 11.1cm
愛知県所有、愛知県陶磁美術館管理
猿投須恵器環耳付長頸瓶の優品である。

環耳付長頸瓶は、肩部に半円状の耳を付けた長頸瓶で、猿投窯では須恵器や白瓷として生産されている。本品は長石交じりの素地土を用いて、体部を球形に成形し、外反して開く口頸部及び半円状の環耳並びに断面台形状の高台を付けている。口頸部と肩部の接合は「三段構成」とみられる。器体はよく焼き締まって器肌は暗褐色を呈し、口頸部内外面から肩部に



図1 「猿投灰釉手付長頸瓶」
／環耳付長頸瓶

かけて暗緑色の灰釉層が形成されている。底面に焼き割れが生じ、口縁端部の一部に僅かな欠損があるほかは、完器である。

現在の猿投窯編年では、O-10 号窯式（8 世紀末）に位置付けられる。当期は技術向上により高火度焼成が行われ、器面に灰釉層が形成された製品が焼造されている。生産器種は、古墳時代須恵器以来の器形を源流とするものと、飛鳥時代以降の金属器を祖形とするものがあり、杯類では同一器形で法量分化が行われ、「律令的土器様式」の一端を構成している。生産技術の型式論的な画期を迎えつつも、形式論的には前代の器種組成を継続しており、様式論的には古代猿投窯須恵器生産が頂点に達した時期といえる。

本品は、2019 年度に林きくえ氏より愛知県へ寄贈され、愛知県陶磁美術館が収蔵することとなった。同氏によれば、本品は 1955 年頃に、林鋤三郎氏（故人）が黒笹 36 号窯跡で採集したという。ただし、これは林家による伝聞情報であり、文字や地図等の記録類は存在しない。本品の附属品としては、後代に制作された木箱が伴うのみである。なお、陶磁美術館への収蔵以前には、展示公開、画像掲載歴が認められない。陶磁美術館では当初 2020 年度当初からの展示公開を予定したが、同年春に始まった新型コロナウイルス感染症の流行により延期し、2021 年度テーマ展「愛知の新たな宝ー近年収蔵の重要古陶磁ー」（6 月 26 日ー9 月 26 日、本館 1 階第 2 展示室）において初めて展示公開した。

黒笹 36 号窯跡は、みよし市苅生町小坂地内に所在した古窯跡である。陶磁研究家の本多静雄氏によれば、1955 年 9 月に本窯跡より「灰釉多口瓶」（重要文化財）が出土したとされてきた。2006 年度に、みよし市遺跡調査会が発掘調査を行い、36-A、36-B、36-C の 3 基が検出され、8 世紀末を中心に操業したと推定されている。

2-2 「猿投灰釉長頸瓶」／灰釉長頸瓶（図 2）

1 口、2021 年 8 月 6 日指定 工芸第 136 号

猿投窯 平安時代前期（9 世紀後半）

伝 西尾市・矢作古川江原橋下遺跡出土

高さ 28.7cm 口径 15.4cm 胴径 21.4cm 底径 13.3cm

愛知県所有、愛知県陶磁美術館管理

猿投白瓷大形長頸瓶の優品である。

長頸瓶は球体状の体部に長い口頸部を付けた瓶で、猿投窯では須恵器や白瓷として生産されている。本品は精良な素地土を用い、轆轤成形して球体状の体部を形作り、口頸部を直接に接合（「二段構成」技法）している。口頸部はやや太く外反して大きく開き、端部は縁帯状を呈する。器面の仕上げは、篋削りないし撫で調整とみられる。高台内は平底で、高台は断面台形状で外方に張る形状である。灰釉は、口縁部内面と口頸部から胴部下部まで刷毛塗りされている。焼成は良好で、器肌は白灰色を呈し、口頸部や高台には焼き歪みがみられる。灰釉は光沢のあるやや暗い緑色を呈し、窯変によって濃緑色の隆線状の流れや淡緑色のなだれを生じてい



図2 「猿投灰釉長頸瓶」／灰釉長頸瓶

る。なお、内底面には自然釉とみられる濃緑色の灰釉層が形成されている。

現在の猿投窯編年では、K-90号窯式（9世紀後半）に位置付けられる。当期は奈良三彩を源流の一つとする、青瓷由来の窯道具の導入に象徴される生産技術の革新と、中国大陆陶磁に由来する椀・皿等の量産を始めとする器種組成の改編が定着し、本格的な古代白瓷（灰釉陶器）生産が展開している。生産技術の型式論的な画期と、機能・利用の形式論的な画期が相まった、古代猿投窯の様式論的な画期であり、古代猿投窯白瓷生産の最盛期である。

本品は、平成年間に知られるようになった新出資料である。2008年度に愛知県の所有に帰し、愛知県陶磁資料館（現・愛知県陶磁美術館）が収蔵することとなった。当初は出土地不明資料として収蔵し、同館・南館2階展示室の常設展等で展示紹介してきた。その後、西尾市教育委員会の協力により、出土地や経緯等に係る情報が得られた。同情報は採集者とされる市民の手記及び画像で、昭和年間末期に西尾市・八ツ面山の東麓、矢作古川の右岸で採集されたという。

同地点は現在、奈良時代から中世にかけての遺物散布地「矢作古川江原橋下遺跡」として知られる。河床遺跡、遺物散布地としての性格上、出土遺構は不詳で上流からの移動も有り得るが、八ツ面山は沖積平野内に所在する独立丘陵で、式内社・久麻久神社も所在することから、本品には祭祀関連の利用も想定されるところである。

2-3「伊良湖東大寺瓦窯跡出土品」／東大寺瓦窯跡出土品（図3）

455点、2020年2月7日指定 考古第29号



図3 「伊良湖東大寺瓦窯跡出土品」
／東大寺瓦窯跡出土品

渥美窯

鎌倉時代

(12世紀末－13世紀初)

田原市・東大寺瓦窯跡出土
画像奥中央・片口鉢：

高さ 15.8cm

田原市所有、田原市渥美郷
土資料館管理

東大寺瓦窯跡は、1966年に
豊川用水路施設工事に伴い
愛知県教育委員会によって
発掘調査された。3基の窖窯
と関連遺構(第4地点)1基が
検出され、「東大寺大佛殿瓦」
が出土したことから、1967年、
鎌倉時代初期の東大寺再建
用の瓦を供給した窯の一つ

として国の史跡「伊良湖東大寺瓦窯跡」として指定された。

本資料は、その伊良湖東大寺瓦窯跡からの出土品である。発掘調査から半世紀以上が経過し出土地点が不詳のものが存在するため、出土地点の注記があり、本瓦窯跡の出土であることが確実なもの 455 点に限定されている。

本出土品は軒丸瓦・丸瓦・軒平瓦・平瓦など瓦類が主体を占める。軒丸瓦は、外径約 20cm で、内区には中心に一つ、それを取り巻くように六つの円圈を配し、中央の三つに「東大寺」、その右側の二つに「大佛」、左側の二つに「殿瓦」と一文字ずつと記される。軒平瓦は幅約 7cm で、幅約 4cm の内区に七つの円圈を配し、右から左に一文字ずつ「東大寺大佛殿瓦」と記される。平瓦は長さ約 40cm で、凸面に縄目タタキ痕がみられ、凹面に「東」または「大佛殿」の刻印が押される。なお、軒丸瓦と軒平瓦の「東大寺大佛殿瓦」、平瓦の「東」には 2 種類の書体が確認されている。

また瓦類以外の出土品には、山茶碗・小皿・突帯文壺・甕・経筒外容器などがある。このうち山茶碗には、輪花を残すものの施釉の痕跡は認められず、山茶碗とセットとなる小皿には、付高台のものはなく平底で底面に糸切り痕が残っており、渥美窯山茶碗編年の 2 型式を主体とするものである。

本瓦窯産の瓦類は、東大寺鐘樓の解体修理や大仏殿院回廊跡の発掘調査によって軒丸瓦 2 種・軒平瓦 2 種・平瓦が確認されている。東大寺での本瓦窯産瓦は散在的な分布状況を示しており、瓦を葺き上げた建物の特定はできていないが、本瓦窯の操業年代は、大仏殿供養が行われた 12 世紀末から、鐘樓が建立されたとされる 13 世紀初頭にその一端を求めること

ができる。

1984 年、渥美町郷土資料館が開館し、本出土品の主要資料が展示公開されてきた。2001 年、渥美町は本出土品を渥美町指定有形文化財（考古資料）「東大寺瓦窯跡出土瓦」に指定。その後、2005 年 10 月に渥美町は田原市に編入され、本出土品は田原市指定文化財へ移行した。

2-4 「甕」／甕（図 4）

1 口、2025 年 2 月 12 日指定 工芸第 141 号

常滑窯 鎌倉時代（13 世紀）

伝 半田市・板山地区古窯跡出土

高さ 57.3cm 口径 34.5cm 最大径 56.8cm （底径 19.2cm）

常滑市所有、常滑市とこなめ陶の森陶芸研究所管理

古常滑、鎌倉期甕の優品である。

珪石粒交じりの素地土を用いて、粘土紐輪積み成形技法によって器体を形作っている。

底部から肩部にかけては、わずかに内湾しつつも直線的に上方へ開く。肩部は強く屈曲して「く」の字状の形態となり、肩部から頸部基部へ向かって直線的に窄まる。頸部はややな内傾して短く立ち上がり、口縁端部を大きく折り返して縁带状としている。

胴下部外面には、縦方向ないし斜め方向の調整痕が広く認められる。肩上面は自然釉が形成されて調整痕は不明であるが、口縁部から頸部は全面的に横撫で調整痕が見られる。なお内面は、胴下部と口頸部に横撫で調整が施されるが、肩上面の内面は未調整で、粘土紐と接合圧痕の姿を認めることができる。

自然釉の釉層が厚く、器面上に押印や刻線文は認められない。ただし、直線状の陰刻線が所々に数条見られる。

焼成は良好で、器体はよく焼き締まって器肌は赤褐色を呈する。火表側では器肌のハゼ、火裏側の胴下部には、焼き歪みとみられる凹みが見られる。口縁端部の内外面と、口縁部から肩上面にかけて、全周に淡い黄緑色の自然釉の釉層



図 4 「甕」／甕

が形成されている。火表側では自然釉がよく溶けて厚く釉層を形成するとともに、縁帯下端では釉溜り、肩部では大きな流れを形成し、一部は底部に向かって幾条もの玉垂れ状の流れが生じている。肩上面には小さな窯内降下物の付着が所々に見られ、胴下部内面には大きな降下物が付着している。

本品は、中世常滑窯で制作された甕である。口縁部を折り返して縁带状とし、肩部を強く屈曲させて体部は直線的な輪郭を呈する造形は、現在の常滑窯編年では、13 世紀中葉に相当すると考えられる。

出土経緯は不詳であるが、遅くとも 1950 年頃には半田市板山所在の個人が所有していたという。板山は古窯跡が多く分布する地区であり、本品は当地所在の古窯跡から出土した可能性が高い。その後、本品は愛知県立常滑高等学校に寄贈され、さらに同校から常滑市陶芸研究所へ寄託、同所で展示公開されてきた。1973 年、常滑市は本品を常滑市指定有形文化財（工芸）「灰釉大甕（自然釉折り端の大甕）」として指定した。2005 年、愛知県立常滑高校と同・常滑北高校の統合に伴い、本品は常滑高校より常滑市へ寄贈され、同市の所有に帰することとなった。

2-5 「灰釉蕨手文手付水注」／灰釉蕨手唐草文手付水注（図 5）

1 口、2025 年 2 月 12 日指定 工芸第 140 号

瀬戸窯 鎌倉時代（14 世紀前葉）

出土地未詳

高さ 19.3cm 口径 3.0cm 胴径 18.8cm 底径 10.0cm

愛知県所有、愛知県陶磁美術館管理

古瀬戸印花文水注の屈指の名品である。

精良な素地土を用いて、円盤状の底部に粘土紐輪積み成形技法により、わずかに肩の張った球状の体部を形作り、瓶子状の口頸部を接合している。口頸部には中位上方に箍状の突帯が付けられている。肩部に穿孔して筒状の注口を付け、基部には粘土紐を貼り付けて刻み目を巡らせ、菊座状としている。注口から口頸部を挟んで反対側の肩部には、板状の粘土で把手を取り付け、上面に櫛目文を施している。

口頸部の基部には印花技法により剣先文を巡らせ、その下に続く肩部上面に印花の蕨手文を巡らせている。胴中央には四方に円圈文を描き、その内部には七花卉の印花



図 5 「灰釉蕨手文手付水注」
／灰釉蕨手唐草文手付水注

を6ないし7～8個施し、外周には蕨手文を巡らせている。

底面を除く外面の全面に灰釉を施したと思われる。焼成は良好で、器体はよく焼き締まっているが、胴下部に大きく焼き割れが生じている。把手を右とした面では、上半部に黄緑色の釉層が形成され、一部は下方へ向かって流れて景色となっている。下半部では釉層が薄く、褐色の器肌が現れている。把手を左とした面では、釉の流れが底部まで達しており、本面が焼成時の火表と考えられる。ただし、釉層の大部分が剥落して失われ、灰色の器肌が表れている。肩上面や把手央部付近に、窯内降下物の付着がみられる。底面には自然釉とみられる黄緑色の釉層が、付着痕を伴いつつ、ほぼ全面に形成されている。内面は無釉で、灰白色の素地が現れている。なお、把手を左とした面では釉層の大部分が剥落して失われている。

本品は、短頸形かつ瓶子口形の古瀬戸水注である。粘土紐輪積み成形された、僅かに肩の張った球形の体部、中位に箍状の突帯が付く口頸部の形態、印花文などを駆使した豊かな装飾性、灰釉の黄緑色の釉調は、現在の古瀬戸編年においては中期前半（鎌倉時代、14世紀前葉）に相当すると考えられる。

出土地は不明であるが、昭和年間初期には芸術家の北大路魯山人(1883－1959)が所持していたことが知られる。その後は、個人が長く所有していたという。昭和年間末期から、展覧会への出品や公刊物への画像掲載が始まり、古瀬戸印花文水注の屈指の名品として広く知られるようになった。2020年度に愛知県の所有に帰し、愛知県陶磁美術館が「灰釉蕨手唐草文手付水注」として収蔵することとなった。

3 解題

3-1 2020年2月指定「伊良湖東大寺瓦窯跡出土品」

2024年度末現在、愛知県指定有形文化財・考古資料として計27件の出土品が指定されている。これらは1950年代後半から1990年代前半にかけてほぼ3－4年おきに計27件が指定され、その後2010年に1件、さらに2020年に本件「伊良湖東大寺瓦窯跡出土品」が指定されて現在に至っているものである。一方、一般に出土品は遺跡から出土した遺物であるが、遺跡（遺構）については、愛知県では県指定史跡として現在、計43件が指定されている。

これらのうち、遺跡（遺構）が県指定史跡、その出土品（遺物）が県指定有形文化財としてともに指定されているのは、「本刈谷貝塚」「八王子貝塚」「岩津1号古墳」「岩場古墳」である。県指定史跡の古窯跡には「大高山古窯」「籠池古窯」「皿山古窯群」「黒笹7号窯」「板山長根古窯」が指定されているが、これらの出土品は未指定である。また、国指定史跡の古窯跡は渥美窯3件、瀬戸窯2件であるが、本件「伊良湖東大寺瓦窯跡出土品」以外の、これらの出土品は県指定文化財としては全て未指定である。

2012年度から2021年度まで愛知県文化財保護審議会委員を務めた藤澤良祐氏（歴史考古学）は、2019年に「遺跡は遺構と遺物から構成されるため、史跡の活用をするにあたっては、遺構とともに遺物の公開展示が必要となる。窯跡の出土遺物についても、史跡指定のものは考古資料としてセットで指定すべきである。」との見解を示している（註4）。この考え方

に基づき遅くとも 2010 年代中頃から、県内の国指定史跡の古窯跡からの出土品で、市指定品であった本件を県指定とすることが目指された。

旧渥美町指定、田原市指定では「出土瓦」として、瓦を指定するものであったが、県指定では「出土品」として、瓦以外の製品を含めて本窯における生産器種組成を明示すべく、指定品の再構成が行われた。また、町・市指定では指定品を個別に特定しない「一括」としての指定であったものが、県指定では指定品の個別に形状・法量等の基礎的情報に加え、実測図や画像を含む資料台帳が作成された。

本件の県指定後に新たに考古資料として県指定とした古窯跡出土品はないが、古窯跡とその出土品を多く擁する本県において、本件は今後の出土品指定の在り方を示すモデルケースとしての役割が期待される。

3-2 2021 年 8 月指定「猿投灰釉手付長頸瓶」「猿投灰釉長頸瓶」

2020 年 9 月、愛知県は「愛知県文化財保存活用大綱」を策定した。本大綱では、文化財の保存・活用を図るために県が講ずる措置が列挙される中で、重点的な取組の一つとして、県が管理・所有する文化財の保存と活用を提示している。美術館、図書館、陶磁美術館が収蔵する美術工芸品で、評価の高い未指定資料については、文化財としての指定を促進するとされている。

当時、愛知県陶磁美術館では愛知県指定文化財を 5 件収蔵していた（註 3）。それらの指定は、1984 年に行われたものである。1980 年代中頃には、同館の収蔵資料は二千件に満たなかったが、2020 年には七千件を超えていた。同館は当地に所在する猿投窯の出土資料を保存、調査研究することを主要な目的の一つとして創設されており、収蔵品の中核的な存在の一つが、重要文化財「灰釉多口瓶」をはじめとする猿投窯の製品である。2018 年には、開館 40 周年記念特別企画展「知られざる古代の名窯 猿投窯」を開催した。

こうしたことから、2019 年の特別企画展「愛知やきものセレクション」を契機の一つとして、愛知県は陶磁美術館が 2000 年代から 2010 年代に収蔵した猿投窯製品の優品 2 件を県指定文化財の候補として愛知県文化財保護審議会へ諮問することとした。両作品は考古学的な発掘調査によって出土したものではないことから、文化財分類において考古資料ではなく工芸品として位置付けることとなった。

文化財保護は保存と活用によって構成されるもので、文化財指定はその一環として実施される。博物館資料として収蔵されている文化財は、保存の観点では指定の緊急性が高いものではない。他方、活用の観点では指定によって歴史的、学術的、芸術的な価値を一般に示すことで、より広い活用を促進するものである。猿投窯は、所在地域の住民にとって身近に感じられる存在ではなく、認知度が高いとは言えない。本指定は、猿投窯について、普及教育の一端に寄与することを企図したものである。

3-3 2025 年 2 月指定「甕」

愛知県域における主要な伝統的陶磁の生産地が、瀬戸と常滑である。両者で生産された古陶磁については、昭和年間から型式論を基調とした生産地編年の研究が当地の研究者らによって積み重ねられてきた。編年の実年代については、消費地遺跡出土資料の調査研究成果も参照しながら議論が展開している。こうした調査研究の到達点を示すものとして、愛知県は『愛知県史 別編 窯業』を刊行した。瀬戸については「窯業 2 中世・近世 瀬戸系」(2007 年)、常滑については「窯業 3 中世・近世 常滑系」(2012 年)が扱っている。

本件「甕」については、鎌倉期の古常滑大甕の優品として戦後期から広く知られ、実年代については、14 世紀に属すると評価されてきた。一方、上述した生産地編年研究の進展によって実年代観は近年更新され、『愛知県史』が採用する年代観では、本作品は 13 世紀中葉の所産と評価されるに至っている。

本品は予てより、常滑市指定有形文化財(工芸)に指定されてきたものである。一方 2020 年代前半現在、古常滑では壺類が愛知県指定有形文化財(考古資料)に指定されていたが、工芸としての指定品がない状態であった。また、国においては広口壺(甕)が重要文化財(工芸及び考古資料)として指定されているが、甕(大甕)の指定はない状況であった。なお、国指定重要有形民俗文化財「常滑の陶器の生産用具・製品」(1,655 点)には古常滑製品も含まれており、その中には常滑市指定有形文化財にも指定されている、平安末期の甕(大甕)の優品として名高い「猫描文自然釉甕」も含まれている。

こうしたことから、愛知県は常滑市と協議の上、市指定品のうち国重民としては未指定である本品について、国重要文化財(工芸)に匹敵する作行きを有する、鎌倉期甕の優品であり、愛知県の指定文化財に相応しい作品であると考え、工芸品として愛知県文化財保護審議会へ諮問することとした。県指定によって最新の学術的評価と、歴史的、芸術的な価値を一般に示し、国と県の既指定文化財を補完しつつ、常滑窯に関する一層の普及教育の促進を企図したものである。

3-4 2025 年 2 月指定「灰釉蕨手文手付水注」

「愛知県文化財保存活用大綱」では、文化財の保存・活用を図るために県が講ずる措置の第一として、文化財の調査と指定を掲げている。本大綱では、文化財に係る所在調査と評価は、保存・活用のための最も基礎的な作業と位置付けるとともに、県指定等の文化財のうち評価の高いものについては、国指定等を視野に置き、文化庁への積極的な情報提供を行うと記載している。

本件「水注」は、古瀬戸印花文水注としては装飾性が極めて高く、類例のない名品である。2020 年代前半現在、指定文化財の古瀬戸については、重要文化財(工芸)では瓶子、広口壺、狛犬、茶入、愛知県指定有形文化財(工芸)では瓶子、四耳壺、狛犬が指定されている。水注では国、県の工芸品としての指定品がないが、本品はこれらの指定文化財に匹敵する作行きを有している。

陶磁美術館は、2020 年度末に本作品を「灰釉蕨手唐草文手付水注」として収蔵した。同

館は瀬戸に所在し、中世陶器を収蔵コレクションの主要な要素の一つとしており、本品は代表的な収蔵資料の一つといえるものである。陶磁美術館は本品を、2021 年度テーマ展「愛知の新たな宝ー近年収蔵の重要古陶磁ー」（6 月 26 日ー9 月 26 日）において初めて展示公開し、その後は常設展「日本と世界のやきもの」名品部門で引き続き展示公開してきた。2023 年 6 月から 2024 年度末にかけての同館は工事休館となったが、同期間中には館外展示において展示紹介している。

こうしたことから、愛知県は本品を県指定文化財に相応しい作品であると考え、その候補として愛知県文化財保護審議会へ諮問することとした。県指定によって歴史的、学術的、芸術的な価値を一般に示すことで瀬戸窯について一層の普及教育を図るとともに、本品の国重文指定を促進することを企図したものである。本品が、瀬戸に所在する陶磁美術館で常時展示紹介されることによって、当地における歴史文化のシンボルの一つとして機能することを期待している。

4 おわりにー今後の課題

「伊良湖東大寺瓦窯跡」において行われた、遺跡（遺構／史跡）と出土品（遺物／考古資料）の総合的な文化財指定については、今後は渥美窯のみならず猿投窯、常滑窯、瀬戸窯においても目指すべき姿であろう。一方、編年研究上の標式窯出土品については、史跡指定や遺構残存に関係なく、積極的に体系的な指定を行うことが推奨される（註 5）。

本稿で扱った古窯跡群はいずれも分布域が広く、特に古代・中世の猿投窯と中世前期の常滑窯（知多窯）については、現行の市町村行政界を超えて広範囲に分布することが特徴的である。こうした古窯跡群では、古窯跡が所在する各市町が個別的に遺構や遺物の文化財指定を行うだけでなく、関係市町が連携して体系的な指定を行うことが望ましい。その際には、広域的な行政を執り行う県や国が調整や、より上位の文化財指定を行うことも検討すべきであろう。つまり、市町村、県、国が連携した、総合的な文化財の指定である。

例えば猿投窯においては、県市指定史跡ないし各市町で現地保存されている古窯跡と、それら古窯跡からの出土品を統一的に文化財指定する一方、編年研究上の標式窯出土品については市町域を超えて体系的に指定する方向性があり得る。特に後者については、広域行政を担う県や国が、積極的な文化財指定を行い、陶磁文化財の保存と活用、普及啓発を促進することが期待される。

本稿で扱った 2020 年代の陶磁文化財指定は古代、中世の大規模窯業地に焦点を当てて行われたものである。今後はこれらに次ぐ規模の産地について考古資料として文化財指定を進めるほか、原始や近世、近代の陶磁についても、工芸品としての文化財指定を行うべきだろう。また、愛知県では 2023 年度に県文化財登録制度を創設しており、有形文化財美術工芸品においては、個人や機関によるコレクションを文化財登録することもできる（註 6）。陶磁文化財の保護に際しては、文化財の指定と登録の両者を組み合わせて行うことによって、より効果的な保存と活用、普及啓発を展開することができるだろう。

註

1 2020 年度から、愛知県の文化財行政は、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室が所管している。

2 展覧会図録『愛知やきものセレクションー県指定文化財の陶磁器ー』（愛知県陶磁美術館、2019 年）

3 作品名称の表記は、各項左側のカギカッコ内が指定名称、右側が古陶磁の調査研究動向を踏まえて本稿において統一的に付した名称である。また、本章各項については、以下の文献・資料を底本とし、筆者がそれぞれ加筆修正を行った。

・2-1 小川裕紀・大西遼「資料紹介・伝 黒笹 36 号窯跡出土の環耳付長頸瓶」（『愛知県陶磁美術館研究紀要』25・愛知県陶磁美術館、2020 年 3 月）

・2-2 小川裕紀「表紙図版解説・白瓷灰釉長頸瓶」（『陶説』783・公益社団法人日本陶磁協会、2018 年 6 月）

・2-3 愛知県指定文化財「指定理由書」。本稿執筆にあたり、指定調書作成経緯等について、田原市・増山禎之氏にご教示いただいた。

・2-4 愛知県指定文化財指定諮問審議時の事務局調査調書（筆者執筆）。特に履歴調査について、常滑市とこなめ陶の森・小栗康寛氏のご協力ご教示をいただいた。

・2-5 陶磁美術館収蔵時の調査調書（筆者執筆）

4 藤澤良祐「県指定文化財にみる愛知のやきもの」（前掲『愛知やきものセレクション』2019 年）

5 前掲・藤澤 2019

6 愛知県は 2025 年 2 月 12 日付けで、「井ヶ谷古窯跡群出土品（愛知教育大学蒐集）」（刈谷市所有、刈谷市歴史博物館管理）を、愛知県登録有形文化財（美術工芸品・考古資料）として登録した。本例は、考古資料としては初めての愛知県登録有形文化財である。

付論 陶磁の県無形文化財指定・登録

2019 年に特別企画展「愛知やきものセレクション」を開催した際、陶芸分野での県指定無形文化財は「陶芸 織部・黄瀬戸」（保持者：五代加藤作助氏）のみであった。本件は 2022 年度に、保持者死亡のため指定解除となった。翌 2023 年度には県文化財登録制度が創設され、県登録無形文化財として「陶芸 黄瀬戸・織部」が登録、その保持者として加藤圭史氏（五代加藤作助氏ご子息）が認定された。

1955 年から 2004 年にかけて、無形文化財では計 19 件の芸能や工芸技術が愛知県指定無形文化財として指定されてきた。しかし、保持者死亡や国重要無形文化財指定によって解除が続く一方で、新規指定が少なく、2024 年度末現在、県指定無形文化財は「吉浜の細工人形づくり」（保持団体：吉浜細工人形保存会）1 件のみとなっている。

伝統的な陶磁産地を擁する愛知県においては、産地や作家の活動動向を踏まえつつ、無形文化財・工芸技術として陶磁に関する技術を指定ないし登録し、その保存と継承、普及啓発を促進することが望ましい。

指定については、伝統的な技術でつくりだされた作品に、独創的な表現と芸術性が認められるものを対象とし、継承された伝統的技術と確立された独自の作風を顕彰する方向性が考えられる。全国的な公募展での受賞歴や、工房、大学等での後継者育成の取組が、基準となるだろう。

登録については、伝統的工芸品（「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき経済産業大臣が指定したもの）においては、例えば産地組合が後継者育成等で、特に重点的に取り組んでいる中核的な製作技術を登録する。保持者の認定対象は、伝統工芸士等の指導の下、伝統的な技術を習得した者で、産地において製品製作に従事し、将来的に伝統工芸士になり得る技術者。産地組合内に、登録文化財の技術保持者を組織した「技術保存会」を設立し、その技術保存会を登録文化財の技術保持団体として認定する方向性が考えられる（註 1）。

登録における伝統的工芸品以外の個人または団体に体现される工芸技術については、伝統的な技術を継承しているが、独創的な表現や芸術性の点で今後の展開の余地があるものの工芸技術、あるいは規格的な製品製作を主たる活動としているものの工芸技術等を対象とすることが考えられるだろう。

文化財保護制度としての「無形文化財指定」は、技術の保存と継承のみならず、「伝統」概念の形成と普及の装置として機能してきた（註 2）。今後は新設の「無形文化財登録」と併せて「伝統工芸」や「伝統的工芸品」をはじめとする、地域の歴史文化に根差した陶磁技術の保存と継承、顕彰を行っていく必要がある。

註

- 1 愛知県は2025年2月12日付けで、「有松・鳴海絞手括り技術」を、愛知県登録無形文化財（工芸技術）として登録し、その保持団体として「有松・鳴海絞手括り技術保存会」を認定した。
- 2 入澤聖明「無形文化財における現代陶芸小考」（前掲『愛知やきものセレクション』2019年）